

(令和2年第2回茨城県議会定例会)

予算特別委員会における関係質疑及び答弁(会議録から抜粋)(令和2年6月20日)

※インターネット中継を実施

## 1 山中たい子委員

### ○山中委員

日本共産党の山中たい子です。

まず、県民投票条例案に付した知事意見について伺います。

東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例案の行方に開会前から大きな関心が集まりました。

一昨日の連合審査会で参考人の意見聴取と質疑が行われ、その後の防災環境産業委員会において、採決の結果、残念ながら否決をされました。

議会初日の8日、条例案提出で知事の意見書が注目され、条例案への賛否を示すのか、知事の発言も問われました。

ところが、知事は、意見書を議員席に配付しただけで、口頭での趣旨説明もしない。条例案への賛否も示しませんでした。

そこで、私は、どうしてもお聞きしたいことがあります。知事は、直接請求で届けられた8万7,000人の署名をどのように受けとめたのかという点です。8日の本会議で発言されることを期待していたのは私だけではなかったと思います。多くの県民の皆さんも同じだと思います。お聞きいたします。

### ○大井川知事

お答えいたします。

今般、約8万7,000筆の署名により、東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例制定の直接請求がなされたところであり、改めて東海第二発電所の再稼働問題については県民の関心が高いものであると受けとめたところがあります。

意見書でも述べましたとおり、東海第二発電所の再稼働の是非につきましては、まずは安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取り組み、県民に情報提供した上で、県民の皆様や避難計画を策定する市町村並びに県議会の皆様の御意見を伺いながら判断していくこととしております。

県民の皆様の御意見を聞く方法につきましては、どのような情報を提供し、御理解をいただく必要があるのかも十分に考慮し、最適な方法を選択していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の直接請求に係る条例案についての議決は県議会が行うものとされておりますので、その議論の内容や判断の行方等についてしっかりと注視してまいりたいと考えております。

### ○山中委員

知事は、多くの県民の皆さんが関心を持っているということは確かに言いましたけれど

も、それ以上のことは何も言わないというように受けとめております。

知事は、条例案の提出に当たって、県民と議会に対して堂々とみずからの賛否を示すべきでした。地方自治法の逐条解説で賛否を明らかにすべきとされています。

知事は、2017年3月の出馬会見の際に、再稼働の是非について、住民の直接の意思表示という機会を与えてもいいのではないかと述べていました。少なくとも県民の意見を聞くのが知事の公約ではありませんか。

ところが、この3年間、その機会をつくらぬまま、来年9月が任期となります。今回の条例案は、県民の声を聞くと公約した知事にとって、それが実行できる絶好の機会ではなかったでしょうか。今からでも県民投票条例に賛意をぜひ示すべきだと思います。お答えください。

## ○大井川知事

お答えいたします。

再稼働についての県民の皆様への御意見を聞く方法につきましては、県民の皆様へのどのような情報を提供し、御理解をいただく必要があるのかも十分に考慮し、最適な方法を選択していく必要があるものと考えております。

現在は、安全性について、200を超える論点の検証を開始したところであり、また、避難計画についても、数多くの課題の解決に取り組んでいるところでありますので、県民の皆様へのどのような情報を提供して御意見を聞くのか、具体的な見通しを立てることは困難であり、御意見を聞く方法を判断できる段階には至っていないものと考えております。

このため、県民の皆様への御意見を聞く方法につきましては、「県民投票を含め、さまざまな方法があることから、慎重に検討していく必要がある」との意見をつけたところであります。

条例案につける意見につきましては、議会に御審議いただくに当たり、県の考え方を示すことが目的であると考えており、今回の意見につきましては、将来的に、県民投票も含めたさまざまな方法から最適な方法を選択していく必要があるものの、現段階ではその選択の判断が困難であるとの考えを示したものであります。

いずれにいたしましても、本条例案の取り扱いは、法律に定めるところにより、県議会が議決することになっており、その議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

いかに県民に寄り添った政策判断ができるのか、民主主義の根幹にかかわるものなので、ぜひ県議会には主体的に判断していただきたいと考えております。

## ○山中委員

賛否を示さない知事に対して、丸投げ、無責任と批判が上がり、連合審査会において、与党議員から、仮に議会が可決しても、知事がかかった場合、どうするのか。別の知事になったらできる確証はあるのかとの質問が請求代表者にぶつけられました。

知事は、一昨日のやりとりを当然のことながらお聞きになっているはずですが、提案者である知事がこれほどのことを言われても、黙っているのではなく、はっきり示すべきではないでしょうか。

審査会での議論に対し、県民の皆さんから、もっと審議を深めてほしい、署名の重みを受けとめ、熟議を尽くしてほしいという切実な声があります。この声に答えることが、議員にも、そして、知事にも求められています。

知事は、意見書で、県民投票を含め、さまざまな方法があることから、慎重に検討していく必要があるとしております。そうであるなら、本条例案のさらなる検討と論議を継続することについて、知事の所見を伺いたいと思います。

#### ○大井川知事

昨日の議論を当然聞いておりましたが、その委員の意見はともかく、地方自治法第74条第3項では、「意見をつけて」とされているだけであり、今回は賛否を示しておりません。先例におきましても、賛否を明示していない場合もあるものと承知しております。例えば、宮城県に直接請求があった東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例案や、新潟県に直接請求があった東京電力柏崎刈羽原子力発電所の稼働に関する新潟県民投票条例案につきましても、どちらの県の知事意見においても賛否は明示されていないところであります。

以上です。

#### ○山中委員

先ほど申し上げましたように、本条例案のさらなる検討と議論を継続することについて、知事の所見を伺いたいと思います。

#### ○大井川知事

それは県議会のほうで決めることだというふうに認識しております。

#### ○山中委員

全て議会任せ、本当にひどいなというふうに私は思います。議会に丸投げでやり過ぎそうというのでしょうか。さまざまな方法があるというのであれば、それを示すのが当然の態度ではないでしょうか。

届けられた署名は、1月から3月の寒さが一番厳しい時期です。それどころか、ウイルス感染が最も恐れられたその時期に1軒1軒お宅を訪問して、趣旨を説明し、理解を得て積み上げられたのが8万7,000人の署名です。県民投票の会と受任者の皆さんがどんな思いで取り組んだのか、ぜひとも深く考えていただきたい。

中高生の皆さんからも知事にも手紙が届いたと思います。原子力発電について、18歳未満の選挙権のない子どもたちの思いも伝えたいと、県民投票を実施してほしいというものだったのです。

未来に生きる私たちにとっても重要な問題と捉え、声を上げた勇気と行動に真剣に向き合うことが、議会のせいとかいうふうに議会で決めることだというようなことではなく、知事自身が問われている、知事の責任だというふうに自覚していただきたいというふうに思います。

## 2 下路健次郎委員

### ○下路委員

いばらき自民党の下路でございます。

最後の質問になると思いますが、3問、原子力について知事にお伺いをしたいと思っております。

本日は土曜日、本当に平日ではなくて、珍しい日程で開会でございますけれども、知事におかれましては、穏やかに、爽やかに、答弁をいただければと思っております。

それでは、質問させていただきます。

まず、原子力施設に対しての自治体関与のあり方について、知事の認識をお伺いしたいと思います。

まず、大前提として、民間企業の経済活動に関して、国や自治体が強制力を行使するというのは大変難しいという現実がございます。

我が国は法治国家であります。経済活動において、国民に危険や危機を及ぼすリスクがある場合、そのリスクに応じてさまざまな規制があり、それらをきちんとクリアしなければ経済活動ができないわけでありまして。

一方で、国や自治体も無制限に強制力を行使することはできません。

新型コロナウイルス感染拡大防止策を見てもそうでございますけれども、緊急事態宣言下にもかかわらず経済活動自粛を行っていただくことに自治体はかなり苦勞したと思っております。それほど自由な経済活動を制限することは難しいと言えます。

今申し上げたことを前提にお話しをさせていただきたいと思っております。

民間企業の経済活動の中でも、電力は、国民生活を支える国の最重要インフラの一つであり、国策として公共性の高い産業であります。

電力会社の使命は、国民に良質の電力を安定して提供することにあります。彼らが一番恐れているのは大規模停電であり、ブラックアウトという状態でございます。

そのため、さまざまな法律の規制のもと、これを起こさないように第一に考えて、最大限の投資をまいりました。

電力会社のいわゆる総括原価方式は、福島第一原子力発電所の事故以来、国民から多くの批判を受けましたけれども、これは巨額の投資によって構築してきた世界トップクラスの安定した電力供給システムを考えれば、必要な方法であったと私は考えております。

世の中にゼロリスクはないわけでありまして、コロナ感染拡大でも実感はしましたが、私たちはリスクを正確に評価して、その度合いに応じた対策をとることで、リスクを受け入れて生活をしていくしかありません。安全確保が何よりも最重要な原子力事業という分野にあっては、安全上のリスクが増大することは決してあってはならず、不断に安全性向上を図ることが求められております。

このような原子力発電を含む国のエネルギー政策は、エネルギー基本計画により行われております。そして、この計画を決定するのは国会ではなく閣議、つまり政府であります。

2010年のエネルギー基本計画には、資源やエネルギーの大部分を海外に依存する我が国にとって、資源・エネルギーの安定供給は必要不可欠という一文がありますけれども、こういった理由であるから政府権限で決めるのだと私は理解をしております。

こう考えていくと、原子力発電所とその関連施設を取り巻く問題の構造は基地や軍事施設に共通するものがあると言えるでしょう。基地問題は半ば一方的に押しつけられているという住民感情があり、一方、原子力施設の場合は、福島事故以前は電力会社及び自治体双方に恩恵があったのが、そうではなくなり、しかも対象自治体の範囲が広く広がったことが問題の本質を難しくしているなど違いはございますけれども、国策によってその方向性が決められるという点や、迷惑施設とカテゴライズされ、さまざまな問題点を抱えている点で、非常によく似た構造と考えられております。

今定例会に上程された県民投票条例は、沖縄の基地問題に対して使用した条例をベースにつくられたと聞いております。まさにここに今回の議論の重要なポイントがあると思っておりますが、自治体が施策の実行主体ではなく、程度の差はあれ、国策によって国がリスクを担保している施設に自治体がどのようにコミットをしていくのか、そもそもコミットができるのか、そして、その限界点はどこにあるのかという大変重要な問いがあると考えております。

この問いは、日本のみならず、海外においても長い間議論されて、研究対象にもなってきたており、その過程において、原子力施設に関するさまざまな法案が整備されてまいりました。

その上で、自治体と原子力事業者との間に、安全協定や通報連絡協定といった法的拘束力を持たない、いわゆる紳士協定である稼働を前提とした施設運転に係るさまざまな取り決めが締結され、その範囲内で脈々と信頼関係を築いてきたわけであります。

今回と同様の原発再稼働問題に係る条例制定の動きは、過去に4例あります。この原発再稼働問題ではなく、脱原発というヘビーなテーマではありますが、茨城県の状況と似ており、その後の動きにも大変参考になる島根県の例をここで紹介したいと思います。

島根県は、日本で唯一、都道府県庁所在地に原子力発電所が立地しております。原発からおおむね30キロに設定されるUPZ内に県庁所在地があるのは、この茨城県を除けば島根県だけでありまして、避難対象人口はもちろん茨城が一番多い96万人、そして、3番目が島根県の約50万人です。

このように本県と似た立地の島根県で、2013年から2014年にかけて住民直接請求運動がありました。その議論の中心は住民のエネルギー選択権という考えであり、県エネルギー自立地域推進基本条例の制定により、脱原発、再生可能エネルギーを基本として、持続可能な循環型社会のシステムを構築し、豊かな自立した地域社会を形成することがその目的とされました。

2014年2月7日、知事に提出された有効署名数は8万3,323筆でありました。今回の茨城県の有効署名数は8万6,703筆と同じような規模の数字ではありますが、有権者数に占める割合は、茨城県の4%に対して、島根県は14%と大きな開きがあります。

島根県民の耳目を集めたこの条例に対し、溝口知事は、「エネルギー自立のためには、現在の40倍の再生可能エネルギーが必要であり、国の関与がないまま、島根県だけで実現することは困難」という否定的な付帯意見を付して条例案を県議会に提出し、議会は総務委員会でこれを否決いたしました。

本会議での委員長報告には、多数の方々の直接請求であったことを重く受けとめ、執行

部に対し、再生可能エネルギーや省エネルギーについて、これまで以上に調査・研究し、施策の充実を図ること、その普及推進に当たって、市町村と連携し、県民の意識啓発に努めることの2点の要望が盛り込まれました。

このように多くの県民が参加した直接請求運動は、その結果として、2018年11月から3カ月間にわたり開催された「自分ごと化会議」in 松江につながっていきます。この会議は、無作為に選ばれた市民と島根大学の学生26名が身近な問題として原発を自分ごと化し、脱原発派と原発推進派が自説を一方的に主張し合う状況を変えようとするものであります。

この会議において、原発のあり方をテーマに、4回議論を重ね、最終的に9つの提案をまとめました。

提案は、賛成や反対の結論(決議)は出さず、対話によってこそ多くの人々が納得できる出口が見つかるとの立場をとっております。

その上で、市民が関心を持つことの大切さ、省エネ、再エネ、廃棄物処理、避難計画などについてオープンに議論する必要性を訴え、中国電力や知事、経済産業大臣などに直接提出されました。

私の住む東海村でも、山田修村長がこの会議を行おうと準備を進め、その前段階として、ことし3月に、「“原発問題”を自分のこととして考えるとは？」という講演会を開催する予定でありましたが、今回のコロナにより延期となっております。このことは、さきの連合審査会でも山田村長みずから発言されたかと思えます。

オープンな対話を重視するこのような動きや考え方は、今後の茨城県に非常に参考になるものだと考えております。この事例から得られる知見を踏まえて、さきに述べた問いを再度提起いたします。

国策によって国がリスクを担保している施設に自治体はどのようにコミットしていくのか、そして限界点はどこにあるのか、この問いは、原発再稼働問題に対する論点を整理し、方向づけを与えるものだと考えております。

特に原子力発電所とその関連施設や事業所に対してのコミットする方法には、何を基準に考えるかが大切であって、そういう意味では、存在そのものではなく、安全が中心となると考えます。

原子力規制庁の審査を受けながら、3.11以降、大幅に安全性が強化された規制に対応し、立地県、立地市町村、あるいは隣接する市町村の首長や議会との議論の中で情報を提供し、理解活動を行いながら事業を進めていこうとする高い公共性を有する民間企業に対して、自治体はどうかかわっていくべきなのか。何をもちえてノーと言うのか。そもそもノーと言える根拠はどこにあるのか。そして、有り得ない話かもしれませんが、電力会社が行政訴訟を起こす可能性はないのか。そのとき、行政は果たして勝てるのか。

今まで話したことを、私は、震災以降ずっと考えて、考え悩んで、そんなことをずっと10年間やってまいりました。自治体の限界や二元代表性という制度の中で、どうやったら住民の多様な意見が反映されるのか、そのことばかり考えてこの原発問題に向き合ってきた。その意味で、私は、ここにいる誰よりも原発問題にニュートラルであると思っております。

1 足す 1 イコール 2 という計算式において、安全審査合格という 1 に避難計画策定とい

う1を足して、その結果がイコールで結ばれるであろう再稼働であるならば、このイコールの部分に何を含ませるのか、この部分に徹底した議論の中に多様な住民の意見を乗せなければ絶対に2にならない、計算式は成立しない、私はそう強く思って議員活動をやってまいりました。

そこで、知事には、この原子力施設に対しての自治体関与のあり方について、その認識をお伺いしたいと思います。

## ○大井川知事

お答えいたします。

本県の東海・大洗地区には、原子力発電所を初め試験研究用原子炉や核燃料加工施設など多種多様な原子力施設が立地し、これまで、我が国における原子力研究開発の発展はもとより、地域の振興に大きな役割を果たしてきたところであります。

一方で、JCOの臨界事故や福島第一原子力発電所事故を初めとする重大な事故を経験する中で、県民の皆様の原子力に対する不信、不安も高まっていると言わざるを得ない状況にあると認識しております。

原子力の研究開発利用に当たっては、何よりも大切なことは安全の確保であり、私といたしましても、県民の代表として、原子力施設の安全の確保について、その第一義的な責任を担っている原子力事業者やその指導監督を行う国に対し、安全を最優先にした取り組みを行っていくよう必要な対応を求めるとともに、実効性ある避難計画を策定することを通して、県民の安全・安心につなげていくことが大きな役割と考えております。

このため、日ごろから、関係市町村と原子力安全協定に基づく平常時の立入調査や抜き打ちの通報連絡訓練を実施するとともに、施設の新增設などについては、必要に応じて、県原子力安全対策委員会において有識者による審議をいただくことなどをしながら、原子力施設の安全対策の確認等を行っているところであります。

また、事故や故障等が発生した場合には、原子力事業者から、応急措置や原因究明、再発防止対策等について報告を受け、その状況を立入調査等により確認するとともに、事業者追加の点検やさらなる改善策を要請するなど、厳格に対応しているところであります。

日本原子力研究開発機構において、近年、事故やトラブルが相次いでいることに対しましても、昨年11月に、私から直接、理事長に厳重注意を行い、安全管理の体制について検証し、確実な再発防止対策を講じるよう要請いたしました。

また、東海第二発電所の安全対策につきまして、県原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県民の皆様から寄せられる御意見も踏まえた論点を検証しているところであります。

これらの安全の確保の取り組みに加えて、万が一の事態に備え、東海第二発電所に係る避難計画や試験研究用原子炉等に係る屋内退避計画の策定について、国や市町村とともに取り組んでいるところであります。

このような取り組みを通じて、原子力事業者に対してはもとより、事業者を指導監督する立場にある国に対しても、安全・安心の観点から必要な対応を求めているところであります。

今後も、引き続き、県民の皆様の安全・安心を最優先に取り組んでまいります。

## ○下路委員

ありがとうございます。

今までのとおりということで、しっかり認識はお伺いをいたしました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

再稼働の最終判断に至る知事の姿勢についてということでございます。

この東海第二発電所再稼働を是とするか非とするかという問題に対して、知事の役割は何か、自身の位置づけに対してどのように認識されているのか、それをお伺いしたいと思います。

ことしの2月26日、原子力規制委員会は、宮城県の東北電力女川原子力発電所2号機について安全審査の合格を正式に決めました。審査合格は2018年9月の東海第二原発以来でありまして、これで9原発16基目が審査に合格したことになります。

女川原発は、東日本大震災の震源に最も近い原発であり、高さ約13メートルの津波に襲われました。さして被害もなく、余り報道されませんが、災害時には何と原子力敷地内に多くの近隣住民が避難したことでも有名な原発であります。

重ねて申し上げますが、この東日本大震災において一番震源地に近い原発が住民の避難場所になったわけでありまして。

私は、この事実は、今の議論のアンチテーゼとして議論する価値のあるテーマだと考えております。

審査合格を受けて、資源エネルギー庁の高橋長官が宮城県の村井知事と会談し、再稼働を進めるという行政方針を伝達し、説明書類を手渡したと3月3日に報道されました。いわゆる再稼働協力要請といわれるものであります。

この例を本県に当てはめて考えますと、国から県に協力要請が来て、それを県が立地市町村である東海村におろして、そこで村長は東海村議会に意見を求め、村議会が出した答えを受け、その判断を十分尊重した上で東海村長が答えを出し、県に戻す。県はそれを受けて、県議会の意見を求め、県議会から何らかの答えを出す。この県議会の答えをどう扱うかは別として、県が最終判断という答えを出すという流れになります。

茨城県の場合は、東海村を含む6市町村で構成される立地自治体会議があり、新安全協定を締結しておりますが、これが先ほどの流れのどこに位置づけられるのかはまだ不透明な部分が多くありますが、少なくとも知事が最終判断をするまでには、東海村議会の判断、東海村長の判断、茨城県議会の判断という3つの判断と、それぞれの立場での意見があるというわけでありまして。

御案内のとおり、これには法的根拠はございません。あくまでも前例であり、知事が県議会の意見は聞かないとすればそれまでであります。とにかく法的根拠は別として、最終判断という一番上の立場に茨城県知事は存在をしており、最も重要な立場にいることは間違いがございません。

しかし、こうした一連の流れからわかるように、一番重要ではあるけれども、決して一人で決めるわけではないということは、二元代表性の片翼を担う議会人として強く指摘し



たいと思います。

そして、そう考えるがゆえに、知事に届くまでになされた多くの判断を土台とし、それを尊重することは、結果として最良の選択となるのではないかと考えております。

もちろん多様な住民の意見に耳を傾けることは大変重要なことであり、成熟した二元代表性をつくる意味においても、制度を補完する意味においても必要であります。ですが、知事がまず向き合い、議論すべき相手は議会であります。議会の意見を十分に聞き、尊重するという姿勢や対応があって初めて制度を補完する多様な住民の意見を聞くという行為がより輝きを増すのであります。

そこで、東海第二原子力発電所再稼働問題の是非の判断における一連の流れの中で、知事の役割、御自身の位置づけに対してどのように認識をされているのか、それをお伺いしたいと思います。

## ○大井川知事

お答えいたします。

国は、エネルギー基本計画において、「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」としております。

東海第二発電所は、一昨年の11月に、国による本体施設等の新規規制基準適合性審査等が終了しておりますが、県においては、県民の安全・安心の観点から、引き続き、安全性の検証を進めるとともに、実効性ある避難計画の策定に取り組んでいるところであります。

これらの取り組みに当たりましては、県民の意見を踏まえるとともに、県議会の皆様と議論しながら進めていくことが重要であると認識しております。

このため、安全性については、県民意見を踏まえた検証を実施するとともに、避難計画については、市町村による説明会などで出された住民の意見を、国や市町村、関係機関とともに共有・認識し、課題の解決に取り組んでいるところであります。

これらの安全性の検証や避難計画の検討の取り組み状況につきましては、県議会の皆様と本会議での質疑を通じて議論いたしますとともに、防災環境産業委員会において報告し、御意見をいただくなどしながら進めてきたところであります。

今年度、新たな広報誌を発行し、避難計画の対象となっている地域の住民の方を中心に、取り組み状況を随時お伝えすることとしておりますが、県民の皆様に対する情報発信のあり方につきましても、県議会の御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取り組みを進め、安全性の検証が終了し、実効性ある避難計画が策定できた段階におきまして、これらの情報を県民の皆様提供し、再稼働について御意見を聞くこととしておりますが、避難計画を策定する市町村の御意見も伺い、そして、県議会の皆様と議論を行った上で再稼働について判断することが私の役割と認識しております。

東海第二発電所の再稼働の問題につきましては、さまざまな過程において、県民の安全・安心の観点から、議論を十分に行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

## ○下路委員

知事、御答弁ありがとうございます。

議会と執行部がともに情報を共有しながら、それぞれの観点から議論していくということは、もちろん今までやってきたということは事実でありますけれども、今回の連合審査会を受けて、今までのことも、再度、情報発信をしながら、これから新しい議論をまたスタートさせていきたいというふうに私は考えております。

その中で、執行部と議会というのが対立するものではなく、一つの問題をきっちり議論できる関係性だということもしっかりと確認できたと、私は今の答弁で感じることはできたと思っております。

次に、議論の必要性についてということで、最後の質問になりますけれども、3番の再稼働をめぐる今後の議論の必要性についてでございます。

県民投票というものが、今回、条例案で出されて、いろいろと議論がなされたところでございますけれども、県民投票というのは、結局のところ、県民の判断、つまりは原発再稼働に対してイエスかノーかの2択しかやはり問うことはできないのではないかとというのが私の意見であります。

投票までの期間、どんなに公平で正確な情報を提供し、それをもとに活発な議論を行ったとしても、最終的に投票行為はイエスかノーに意見が集約されるわけでありまして、その集約を数や割合ではかるのが県民投票だと思っております。

その期間、その議論が一番大切なのだ、それはわかります。しかし、肝心のその中身は2択の中に埋もれてしまいます。先日の連合審査会とその後の動きを見て、私はこれをつくづく実感をいたしました。

今回の条例案を連合審査会で審査するに当たり、委員会所属の議員はもちろんのこと、それ以外の議員全てが審議会までに十分な議論をし、しっかりと自身の考え、会派の考えを持って審議に臨みました。誰もが緊張感を持って審査し、議論をいたしました。議論が低調だという声があったようでございますが、このことには、正直、私は怒りを覚えております。

そして、請求者が二者択一という方法論を主張しているにもかかわらず、そして、それ以上に、そこに至る議論が大切だと主張しているにもかかわらず、条例案制定に必要な議会での議決、審議会での審査においてしっかりと議論された上で採択をされた二者択一の結果を否定するという、こういった矛盾、まして、一番大切にされるべき議論の過程を、請求代表者である徳田氏はレベルの低い議論と切り捨てました。非常に残念な話ではありますが、二者択一において、出された答えを受け入れるということはそれほどに難しいものでありまして、出された答えの前に議論された内容は忘れられるものであるのだなと実感をしております。

だから、私は、意見の集約方法には慎重になるべきだと考えておりますし、議会と知事の二元代表性のシステムの中でしっかりと議論しようと言っているわけでありまして。

多様な意見を聞くことが目的であれば、ほかによい方法はたくさんあります。アンケートやパブリックコメント、公聴会だってあります。これらをどれか一つではなく、組み合わせることだって可能であります。

最初に触れた島根県の取り組みもあれば、新潟県の柏崎刈羽原発に対する地域の会という組織やその取り組みの実例だってあるわけでありまして。目的があるから、それを達成するための手段を選ぶ。目的と手段がばらばらでは、求めている結果は得られないのは当然であります。

はっきり申し上げておきますが、県民投票を行って県民の意見を聞くという手段は、県民にイエス・ノーを問い、その割合を見る目的で行うものだと思います。幾らその過程が大切だといっても、先ほど話したように、それは県民投票でイエス・ノーを決めたいという目的をごまかすための詭弁だと私は感じております。投票で決めるという目的は、どちらにするということであって、投票はその目的を達成させる手段、ツールなのです。

知事の意見書の中に、県が今までやってきたこと、今の課題、これからの進め方が書いてありました。この流れを今までもっと説明していただければよかったのにと非常に残念に思っておりますが、これを読めば、今はまだ過程であって、形になっていないものは検証できないし、判断できない、こういったことを読み解くことはできます。

さらにもっと言えば、今までこんな情報ですら県民に提供できなかったのに、これからどうやって、どんなスタンスで情報を提供していくのか、そんな心配だって感じざるを得ません。

県民の意見を聞く、そう言えば聞こえはいいと思います。でも、そうは言っても、知事自身が県民に対して原子力の何を聞きたいのか、全く明確になっていないのが多分現状だと思います。もっと言えば、私たち議会と執行部がこの問題をまだまだ議論しきれていないのだと、そういうふう感じております。

だから、これから県民に何を聞きたいのかを、私たちは、私たちの立場において議論しなければならぬし、この問題で、何を、どの部分を議論すべきなのか、その論点の整理を早急に進めて、活発な議論を進めなければいけないと私は思っております。

私はこの問題を10年間やってまいりました。やっとスタートラインに立ったのだと思っております。連合審査会を終えて、私は今、そういうふう感じております。

そこで、今までの議論を踏まえまして、最後にお聞きします。

どんな状況があろうとも、二代表性において、知事と議会の関係性の中で、これから活発で濃密な議論があったとして、それはそれとして、知事は、県民に対し、この原子力再稼働問題に対して、県民投票というイエス・ノーという問いかけを投げかける必要があるとお考えか、この1点だけお伺いいたします。

## ○大井川知事

お答えいたします。

私は、従来から、再稼働については、安全性の検証が終了し、実効性ある避難計画が策定できた段階において、県民の皆様の御意見を聞いて判断すると申し上げてまいりました。

この趣旨は、福島第一原子力発電所の事故を経験し、原子力発電所の安全性に懸念を持つ県民が少なくないと考えられる中、安全対策と避難計画により県民の安全・安心が確保できているのか、県民の皆様の意見を聞いた上で判断する必要があるものと考えているためであります。

県民へ意見を聞く方法につきましては、県民投票も含め、さまざまな方法が考えられます。そして、どのような方法で県民の皆様にご意見を聞くにいたしましても、その前提として、安全性や避難計画について十分に御理解をいただく必要があります。

安全性の検証結果や避難計画の内容は多岐にわたることが予想されますが、どのような情報を提供し、御理解いただく必要があるのかも十分に考慮して、どのような方法で意見を聞けば県民の皆様のご安全・ご安心の観点から最適なのか、慎重に検討する必要があるものと考えております。

現在は、安全性について、200を超える論点の検証を開始したところであります。また、避難計画についても、数多くの課題の解決に取り組んでいるところでありますので、県民の皆様にごどのような情報を提供して御意見を聞くのか、具体的な見通しを立てることは困難であります。

今後、県民の皆様にごどのような情報を提供して御意見を聞くのか、見通しがついてきた段階におきましては、最適な方法を選択してまいりたいと考えております。

## ○下路委員

ありがとうございました。

その答えを今は受け取っておきます。

実際のところ、いろいろな選択肢の中で、それをやるか、やらないかということよりも、その一つ一つの意見を聞くという方法がどういった目的で使われるのかということのほうが大切だというふうに思っております。

これは、これから要望といいますか、少し意見を述べさせていただきますけれども、この連合審査会を機に、この条例案を審議し、この間に、本当に短期間ではありましたが、相当の議論が積み上がったことは、議会のほうもそうでございますし、執行部全体も少し考えるきっかけになったのではないかなというふうに思っております。

過程の話ですから、形がはっきりしない以上、何を議論するかということも明確ではありませんし、そして、それを伝える方法というのも大変難しいというふうに思っております。

ただ、私たちも、執行部と議論をしながら、その都度、何かを決めるための情報を提供するのではなくて、きちんと原子力に対してのそれぞれの課である取り組みとか、そういったものをどんどん情報を提供した上で、その中で住民と対話をする。そして、議会と対話をする。そういった関係を積み上げていくことが、最終的に判断するための材料になっていくのではないかなというふうに思っております。

私自身も、議会のほうとして、しっかりと皆さんとともに議論をしながら、執行部とよりよい議論をして、最終的な判断に向かっていく、その流れの一翼を担いたいというふうに思っておりますので、これからこれをスタートとして議論を進めていただきたい。

そして、知事にもしっかりと議会と向き合って議論をしていただきたいということを最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。